

平成二十九年四月六日提出
質問第二〇九号

加計学園が今治市に獣医学部を新設することが、
国家戦略特区制度を利用して認められること
になった経緯に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳 志

加計学園が今治市に獣医学部を新設することが、国家戦略特区制度を利用して認められることになった経緯に関する質問主意書

獣医学部等の新設については、国家戦略特区制度などに基づき、過去に新潟市や京都府から提案がなされていたところであるが、平成二十八年十一月九日、国家戦略特別区域諮問会議に提出された文書「国家戦略特区における追加の規制改革事項について（案）」において、「現在、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちに行う。」と記載されたことにより、事実上初めて設置場所が四国地方に限定されることとなった。

他方、同年十月十七日には、国家戦略特区ワーキンググループが、京都府内への獣医学部新設について、京都府及び京都産業大学からヒアリングを行っているが、この時点では、四国地方への限定が行われていた形跡は一切なく、同年十月十七日から十一月九日までの間に「現在、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とする」との方針が決定されたものである。

以上を踏まえ、質問する。

一 獣医学部の新設を認める上で、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限」との方針は、

同年十月十七日から十一月九日までの間の、どの時点でどのような手続きにより決定されたものか、具体的に示されたい。

二 獣医学部の新設を認める上で、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限」るとの方針は、同年十月十七日から十一月九日までの間の、どの時点でどのような内容で、内閣府、文科省、農水省の合意を得たか、具体的に示されたい。

三 獣医学部の新設を認める上で、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限」るとの方針は、同年十月十七日から十一月九日までの間の、どの時点で、だれが、どのような理由で、発案したものを、具体的に示されたい。

右質問する。